

入 札 説 明 書

令和8年3月18日千葉市病院局公告第21号により公告した病院情報システム用追加端末の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

病院情報システム用追加端末 一式

(2) 調達物品の特質等

別添仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

(4) 納入期限・回数・構成・場所

ア 本調達の納入スケジュール（納入期限・回数・構成・場所）は、(株) ソフトウェア・サービス及びその委託事業者の作業進捗に応じて調整する必要があり、決定後であっても変更となる場合があるため、応札にあたっては柔軟に対応できる体制を整えること。

イ 納入期限・回数（原則3～4回程度）・構成・場所は、契約締結後、千葉市（以下、「本市」という。）、(株) ソフトウェア・サービス及び納入者の三者協議の上、決定する。なお、株式会社ソフトウェア・サービスが納入者となった場合は、前段の協議は本市及び納入者の協議によるものとする。

ウ 分割納入、納入期限の変更、臨時対応に伴う輸送費、保管費、調整費等の追加費用は、すべて納入者の負担とする。

2 一般競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

- (3) 過去5年以内に一般病床200床以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）において、病院情報システムの導入構築若しくは端末整備又はこれと同等の業務を2件以上履行した実績を有すること。
- (4) この物品を納入期限までに納入することが可能な者であること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

公告の日の翌日から令和8年3月31日（火）

(2) 提出方法

「9 契約事務担当課」への郵送又は持参によること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとする。

郵送による場合は、封筒に「入札参加資格確認申請書等在中」と朱書して、「9 契約事務担当課」宛に、令和8年3月30日（月）午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(3) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書
- イ 納入実績調書
- ウ 納入保証証明書

(4) 確認通知

令和8年4月16日（木）までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を送付する。

4 同等品確認申請及び質問回答

(1) 同等品確認申請及び仕様に関する質問

ア 申請・質問方法

令和8年4月7日（火）午後5時00分までに「9 契約事務担当課」宛に別紙同等品確認申請書兼結果通知書又は質問回答書電子メールにて提出すること。

イ 承認・回答方法

同等品確認承認結果及び質問回答に対する回答は、令和8年4月16日（木）までに電子メールにて送信する。なお、質問回答に対する回答は一覧化し、全参加者に送信する。

(2) その他、提出書類・入札手続きに関する質問

平日の午前9時から午後5時までの間に、「9 契約事務担当課」へ電話で問い合わせること。

5 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日 時 令和8年4月28日（火）午後2時00分

場 所 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟4階M402会議室

入札参加資格確認結果通知書の提示を求めらるので必ず持参すること。

(2) 入札方法

入札者は、原則として前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。入札書を提出する際は、必ず入札内訳書を同封すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、「9 契約事務担当課」宛とし、令和8年4月27日(月)午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、調達物品の金額のほか、分割納入・納入期限の変更・臨時対応に伴う輸送費、保管費、調整費等の追加費用及び保険料等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書及び入札内訳書のほか、代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ委任状を提出すること。書類の提出がない場合、又は内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

(5) 入札保証金

免除(ただし、千葉市病院局契約規程(平成23年千葉市病院局規程第25号)の規定によりその例によることとされる千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。)

(6) 落札者の決定方法

千葉市病院局契約規程の規定によりその例によることとされる千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(7) 無効となる入札

千葉市病院局契約規程の規定によりその例によることとされる千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。

7 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、2回とする。

- (3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市病院局契約規程の規定によりその例によることとされる千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 千葉市契約規則の閲覧

千葉市契約規則は、「9 契約事務担当課」及び千葉市ホームページ「例規集」にて閲覧できる。

(http://www1.g-reiki.net/chiba/reiki_honbun/g002RG00000202.html)

9 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号（高層棟6階）

千葉市病院局経営企画課総務班

電話 043-245-5749

電子メール kikaku.H0@city.chiba.lg.jp

9 その他

(1) 入札参加資格を有しない者の参加

前記2(1)に掲げる入札参加資格を有しない者が競争入札に参加するためには、原則として、千葉県電子自治体共同運営協議会が運用する「ちば電子調達システム」により資格審査の申請手続きを速やかに行い、本市において、入札参加資格の認定を受け、かつ、令和8年3月31日（火）までに前記3の入札参加資格確認申請書の提出をしなければならない。

なお、資格審査の申請手続きを行う前に以下まで問い合わせること。

千葉市財政局資産経営部契約課契約第二班 電話 043-245-5089

(2) 契約締結の停止等

この調達契約は、「政府調達に関する協定」の適用を受けるため、千葉市入札適正化・苦情検討委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請等を受けた場合は、調達手続の停止等があり得る。